

錯覚する税

三木 義一が税の誤解を解きほぐす！

三木 義一 MIKI Yoshikazu

大学法学部教授・法学部長。博士（法学）。専門：税法。一橋大学大学院修了。日本大学助手、静岡大学教授、立命館大学・同大学院教授を経て、2010年より青山学院大学教授。趣味は花や昆虫の撮影。「おもしろ写真」の作成。

※題字と本文写真は三木先生の作品



転嫁は天下の大問題

—消費税率引き上げ大騒動—

2014年4月から消費税の税率が8%に引き上げられました。膨大な国債となお膨れあがる社会保障費のための引き上げと一応説明されていますが、税の支出の細目を明確に国民に示していない日本ではあまり信じられていません。消費税という税金は、どうしても庶民の負担割合が高額所得者層と比べて高くなっていますので（これを、負担の逆進性といいます）、支出の面で庶民に厚い手当をすることで不合理を埋め合わせなければならぬのです。が、聞こえてくるのは、大企業の減税、公共工事の推進、原発の再稼働などばかりで、庶民の不信感をますます増幅させているようです。

さて、この消費税の負担について、少し考えてみましょう。皆さんが、お店に出かけて「2000円」という値札のついた商品を購入しようとして、レジ行くと「2160円」を請求されます。この場合の「160円」は何でしょう？レジの人に聞いてみると「消費税の納税義務者」

とみると「消費税です」と言われます（おまけに、こんなことも知らないの、と馬鹿にしたような顔もされますね）。このとき、あなたは財布に2000円しかなかったたので「消費税なしで2000円にまけてよ」と頼むことができるでしょうか？

「そんなことはできない」と思った人
↓次の【1】へ
「できる」と思った人
↓次の【2】へ

【1】消費税の納税義務者

なぜ、できないと思いませんか？160円は消費税だから、払わないと脱税になると思つたのですか？確かに、税金の中には、払わないと脱税になってしまうものもあります。たとえば、温泉に入った時に払う入湯税などがそうです。あの税金は、法律で入湯行為をした人が納税義務者にされているからです。でも、消費税の納税義務者は消費者ではありませんよ。事業者が納税義務者です

（消費税法5条。ですから、事業者は消費税を納付する義務はありますが、消費者が納付する義務はありません。そうすると160円は一体何なのでしょう？実はこういうことになりません。

事業者の人は、本当は2000円で売りたいと思つたのでしょうか。ところが、消費税の納税義務を負うため、2000円の売り上げがあると160円の納税義務が生じます。そのため、自分の利益が160円減ってしまいます。場合によっては、利益がなくなってしまうかもしれません。そこで、自分が負うとされている税金160円分を商品の価格に含めて、2160円で販売して、自分の利益分は確保しなければ、商売は続けられませんか。つまり、160円は消費税ではなく、2160円という商品価格の一部に過ぎないのです。丁度いいように「消費税相当額」という名の商品価格の一部です。ですから、2160円で

売買契約を締結したことになります。売買契約をしているだけですから、値切るのは自由です。また、仮にこの事業者が免税業者で実際には消費税を納めていなかったとしても、160円返せということもできません。

ん。2160円で契約したからです。事業者が負うべき税金を商品の価格に上乗せし、実際には消費者に負担を移すことを「転嫁」といいます。転嫁できるかどうかは、力関係によって決まることが多いのです。魅力ある商品なら商品価格に転嫁して販売することは可能ですが、どうしても買ってもらわねばならない商品は、事業者が価格を据え置いて販売し、結局、税金自分分の利益を減らします。



負担するのはどっちだ？

ある商品なら商品価格に転嫁して販売することは可能ですが、どうしても買ってもらわねばならない商品は、事業者が価格を据え置いて販売し、結局、税金自分分の利益を減らします。そこで、これを市場に任せておくと、大手業者が零細業者と取引するとき、値段を据え置かせて、消費税分を零細業者に押しつける可能性

が高いのです。そこで、今回は、転嫁をさせるために「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」という法律を作つて、むりやり転嫁をさせようとしています。消費税分を転嫁した金額の取引をしないと、催告されたり公表されたりしますが、対象となるのは、大手業者と零細業者との取引です。消費者と業者の取引は関係ありません。ですから、「おまけして」と要求してかまわないのですよ。でも、そんなこと実際に言つたらどうなるんでしょうか。気になる人は次の【2】も読んでみましょう。

【2】いやなら買わない！

あなたは、レジで何とかかけてもらいたいと考える。これは、何ら法律に反していません。売買価格をいくらで締結するかは、原則として自由です。160円を「消費税です」と答えたお店の人に「えっ？消費税の納税義務者はお店でしょうか？なぜ、私が払わねばならないの？」

と聞いてみましょう。たぶん、お店の人はびびりして、店長を呼んだり、社長を呼んでくるでしょう。消費税法がわかっている人が来て「すみません、消費税分をお客様に負担していただく値段設定にしているのです」と説明してくれたら、「だったら、いくらで売るのが、ちゃんと値札に書いておかねばおかしいじゃないか」と言ってみましょう。「すみません。今回は税抜きで表示して、レジで消費税分をいただくことをあそこに表示しているのです」と言つても、壁の張り紙などを示してくれるかもしれません。「え、見えないところに貼つてもだめじゃないですか？いくらで売りたいのか、買うときにわかるようにするのが商売ですよ。」なんて言いながら買つてあげると、いいことをしてあげたような気分になりますよ。

もちろん、お店の人から「こちらは2160円で売りたいんだ、いやなら、買わずに帰れ！」と言われるかもしれません。欲しいものなら、こう言われたら、おとなしく払いましょうね。